



今年も年末調整を行う時期になりました。年末調整とは、給与の支払者が、従業員の一人ひとりについて、その年中に支払が確定した給与と税額（年税額）を算出し、既に毎月の給料や賞与などから源泉徴収してきた税額とを比べて精算する手続のことをいいます。

大部分の給与所得者は、年末調整によって確定申告をする必要がなくなるわけですが、それだけに年末調整は正確に行うことが要求されます。そこで、年末調整を行うに当たって主に注意すべき事項を Q&A 形式で記載します。

29 年度 年末調整 Q&A

Q1. 平成 29 年分の年末調整を行う上で、留意しておくべき事項は何ですか？

源泉徴収事務においては、従業員本人と控除対象となる配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号が記載された「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」（以下「扶養控除等申告書」といいます。）の提出を受ける必要があります。

なお、扶養控除等申告書には、基本的には、従業員等のマイナンバー（個人番号）を記載する必要がありますが、給与支払者が扶養控除等申告書に記載されるべき従業員本人、控除対象配偶者又は控除対象扶養親族等の氏名及びマイナンバー（個人番号）等を記載した帳簿を備えている場合には、その従業員が提出する扶養控除等申告書にはその帳簿に記載されている方のマイナンバー（個人番号）の記載を要しないこととされました。

Q2. 年末調整の対象となる人や対象とならない人は、どのような人ですか？

年末調整は、原則として給与の支払者に扶養控除等申告書を提出している人の全員について行いますが、例外的に年末調整の対象とならない人もいます。年末調整の対象とならない人は次のとおりです。

- ① 年末調整を行うときまでに扶養控除等申告書を提出していない人
- ② その年中の主たる給与の収入金額が 2,000 万円を超える人
- ③ 国内に、住所も 1 年以上の居所も有していない人（非居住者）
- ④ 年の途中で退職（死亡退職などを除きます。）した人



Q3. 年末調整は、いつ行うのですか？

年末調整は、その年最後に給与の支払をする時に行うことになっていますので、年の途中で死亡退職したときなどの例外を除き、給与を毎月支払う会社等においては、一般的に 12 月中に行うことになります。

なお、その年最後に給与の支払をする月中に賞与以外の通常の給与と賞与とを支払う場合で、通常の給与の支払よりも前に賞与を支払うときは、その賞与を支払う際に年末調整を行っても差し支えないことになっています。

Q4. 扶養控除等申告書の記載内容を確認する際のチェックポイントは何ですか？

扶養控除等申告書のチェックポイントは、「扶養控除等申告書の提出の有無等の確認」と「控除対象配偶者と控除対象扶養親族の確認」です。

チェックポイント 1 : 扶養控除等申告書の提出の有無等の確認

- ① 提出漏れとなっている人はいませんか？
- ② 本年中に結婚された方やお子さんが産まれた方について、扶養控除等異動申告書が提出されていますか？

チェックポイント 2 : 控除対象配偶者と控除対象扶養親族の確認

- ① 配偶者やお子さんの所得が、38 万円以下（給与所得の場合 103 万円以下）となっていますか。
- ② 配偶者特別控除申告書の提出があった人について、控除対象配偶者として申告していませんか。
- ③ 年齢が **16 歳未満（平成 14 年 1 月 2 日以後生まれ）** のお子さんについて控除対象扶養親族になりません。
- ④ お子さんの年齢が **19 歳以上 23 歳未満の人は、特定扶養親族に該当し控除額が割増** されます。

申告漏れはありませんか？また、年齢 19 歳未満の控除対象扶養親族や年齢 23 歳以上の控除対象扶養親族を特定扶養親族として申告していませんか？



Q5 保険料控除申告書の記載内容を確認する際のチェックポイントは何ですか？



チェックポイント 1 : 生命保険料控除の確認

- ① 保険金又は年金の受取人は給与所得者本人、その配偶者又はその他の親族となっていますか？
- ② 申告された保険料は、給与所得者本人が支払ったものですか？
- ③ 保険料は、本年中に支払ったものですか？
- ④ 保険料の領収書は他にありませんか？（旧生命保険料については、支払った保険料が9,000円超、旧生命保険料以外 の保険料については、支払った保険料の金額の多少にかかわらず、全て利用できます。）
- ⑤ 「一般の生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」の区分は正しくされていますか？
- ⑥ 一般の生命保険料と個人年金保険料については、新契約・旧契約の区分や控除額の計算は正しくされていますか？

チェックポイント 2 : 地震保険料控除の確認

- ① 給与所得者本人又はその人と生計を一にする親族が所有して常時居住している家屋分ですか？
- ② これらの人が所有している生活に通常必要な家財を保険又は共済の目的としていますか？
- ③ 地震保険料と経過措置のある長期損害保険料を適正に区分し、控除額の計算は正しく行われていますか？

チェックポイント 3 : 社会保険料控除の確認

- ① 給与所得者本人又はその人と生計を一にする親族が負担することになっているものであり、かつ、給与所得者本人が支払ったものですか？
- ② 国民年金の保険料又は国民年金基金の掛金について、支払ったことが分かる証明書類を確認しましたか？

Q6. 平成 30 年分の源泉徴収事務を開始するに当たり、注意する点がありますか？

(1) 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

配偶者控除の控除額が改正されたほか、給与所得者の合計所得金額が1,000万円（＝給与収入1,220万円）を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができないこととされました（改正前：給与所得者の合計所得金額の制限なし）。

配偶者控除 38万円をフルに適用させたい場合は配偶者の給与収入の上限が150万円になります。

配偶者の給与収入が150～201万円の場合は、控除額が3～38万円の間の配偶者『特別』控除が適用されます。

(2) 配偶者に係る扶養親族等の数の算定方法の変更

扶養親族等の数の算定に当たり、配偶者が源泉控除対象配偶者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされました。

今月のあなたの運勢

✿血液型編✿

A型	B型	O型	AB型
悪意をもった人が、近づいてきそう。 すばやい行動が、相手の攻撃からのダメージを少なくします。	あなたを中心に複数の友人との発展的な交流がもたらされる。 積極的に多くの人とかかわりをもつように。	穏やかな気持ちで過ごせそう。 同性異性を含めたコミュニケーションで、目が開かれる経験ができそうです。	運気にアップダウンがあります。 周囲に迷惑をかけることのないよう、ふだんよりも気を引き締めて行動！



優経税理士法人

～（経済産業省認定）経営革新等支援機関です。～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂 4階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukg@uk-g.co.jp ☑http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽に
お問い合わせください。
スタッフ一同、心より
お待ちしております。